

平成21年第2回定例会

防災農水商工常任委員会説明資料

	頁
◎所管事項説明	
1 救急搬送及び受入れ実施基準の策定について・・・・・・・・・・	1
2 三重県新型インフルエンザ対策行動計画の改定について・・・・・・・・	3
3 三重風水害等対策アクションプログラムについて・・・・・・・・・・	4
4 三重県広域防災拠点施設整備について・・・・・・・・・・	7
5 衛星系防災行政無線設備の更新について・・・・・・・・・・	11
6 地域防災力向上に向けた取組について・・・・・・・・・・	13
7 平成21年度「防災に関する県民意識調査」結果(速報)について・・・	17
8 審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・	32
別冊1 三重県新型インフルエンザ対策行動計画(平成21年12月改定版)	
別冊2 第2次三重風水害等対策アクションプログラム(素案)	

平成21年12月10日

防災危機管理部

1 救急搬送及び受入れ実施基準の策定について

1 消防法改正の目的

傷病者の症状等に応じた搬送及び受入れの円滑化を図るため、総務省消防庁と厚生労働省が共同で国会に法案を提出し、「消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）」が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日に施行されました。

今回の消防法改正の目的は、単に119番通報から病院収容までの時間を短くすることだけではなく、いかに傷病者の症状等に対応した医療機関への迅速かつ適切な救急搬送を確保するかという点にあります。

2 消防法改正の概要

(1) 協議会の設置

都道府県は、既存の医療資源を活用しつつ、地域において、より適切な救急搬送及び受入れを実施するため、消防機関と医療機関等で構成する協議会を設置し、搬送先の医療機関リスト、救急隊による観察基準などの実施基準の策定を行うこととなりました。協議会の構成委員は、次のとおり予定しています。

「三重県救急搬送、受入れに関する協議会【仮称】」委員(案)(25名)

No.	区 分	所 属 ・ 役 職	人数
1	消防機関の職員	四日市市消防本部、桑名市消防本部、鈴鹿市消防本部、津市消防本部、松阪地区広域消防組合消防本部、伊勢市消防本部、伊賀市消防本部、熊野市消防本部の消防長	8名
2	医療機関の管理者又はその指定する医師	県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、吉田クリニック、伊賀市立上野総合市民病院、松阪中央総合病院、山田赤十字病院、紀南病院の病院長	8名
3	診療に関する学識経験者の団体の推薦する者	三重県医師会、三重県医療審議会周産期医療部会、三重県精神科病院会、三重県看護協会	4名
4	都道府県の職員	三重県防災危機管理部長	1名
		三重県健康福祉部長	1名
		三重県保健所長会	1名
5	学識経験者等 (都道府県が必要と認める者)	三重県市長会	1名
		三重県町村会	1名

(2) 傷病者の搬送及び受入れの実施基準

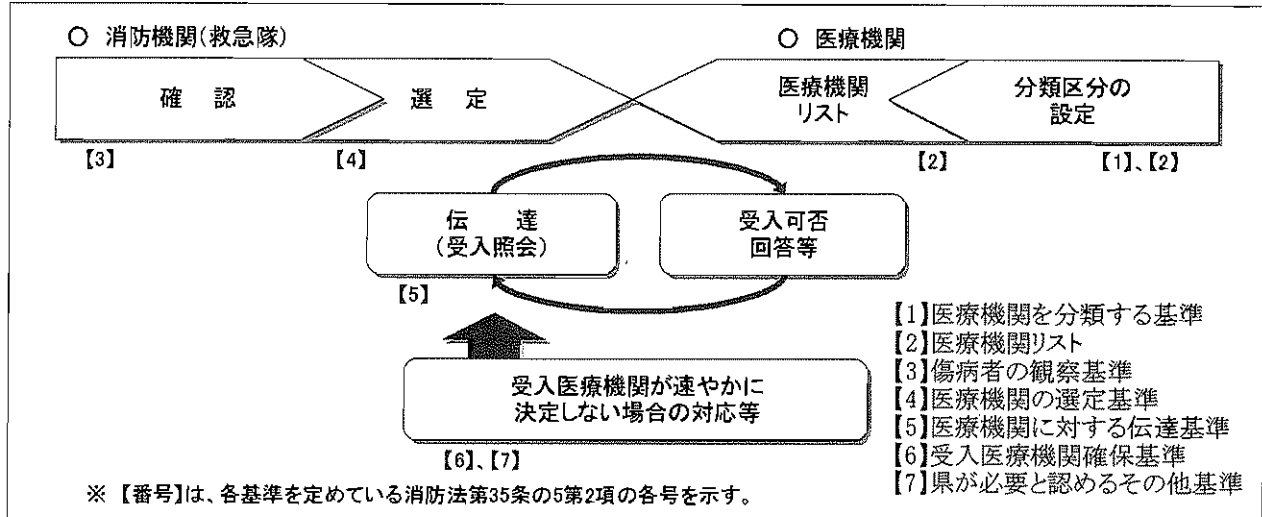
傷病者の搬送及び受入れの実施基準を、実際に機能するものとするためには、救急隊が、傷病者の状況を確認（観察）した際に、医療機関で受入れるまでの一連の対応を考える必要があります。

また、医療機関に適切に傷病者が搬送されるよう、救急隊の対応基準を決めると

ともに、これらの基準だけでは対応できない場合の対応についても、更に基準を策定する必要があります。

傷病者の搬送及び受入れの実施基準について、全体の概念図は以下のとおりです。

傷病者の搬送及び受入れの実施基準概念図



3 実施基準策定に関するスケジュール

平成21年内を目処に、「三重県救急搬送、受入れに関する協議会【仮称】」を立ち上げ、地域の実情に応じた救急搬送及び受入れの実施基準策定に向けて検討を進めていきます。

日程	国	県
05月01日	改正消防法公布(法律第34号)	
06月～	傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会	協議会設立準備
	↓	■
	消防法の一部を改正する法律の施行日を定める政令	■
	↓	■
10月27日	実施基準等に関する検討会報告書(ガイドライン)発出	■
10月30日	改正消防法 施行	
		■
		↓
12月下旬		協議会設立
		↓
		実施基準策定

2 三重県新型インフルエンザ対策行動計画の改定について

1 計画改定の目的

(1) 計画作成の経緯

本県では、平成17年度に「三重県新型インフルエンザ行動計画」を作成しましたが、内容のほとんどが医療対応であったことから、平成20年12月に社会機能を維持するための県の具体的取組を規定した、「県新型インフルエンザ対策行動計画社会対応版（暫定版）」を作成し、同時に平成17年度に作成した「県新型インフルエンザ対策行動計画」は「県新型インフルエンザ行動計画医療対応版」としたところです。

(2) 改定（見直し）

今回、社会対応版と医療対応版に分かれている「三重県新型インフルエンザ対策行動計画」を統合するとともに、平成21年2月に改定された国の「新型インフルエンザ行動計画」及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」の内容を反映させることを目的として、「三重県新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「県行動計画」という）を改定することとしました。

2 主な改定内容

(1) 社会対応版と医療対応版の統合に伴う改定

- ・社会対応版と医療対応版を重複記述の整理を行った上で統合し、医療対応の具体的な内容については別途指針を作成することとし、県行動計画へは医療に係る主な対応を記載

(2) 国の行動計画、ガイドラインの内容を踏まえた改定

- ・従来のWHOによるフェーズに変え、国の発生段階に対応して取組区分を整理
- ・感染拡大防止を目的とした社会活動の制限に係る記述を整理（例：国の行動計画に合わせて、県主催以外のイベント・集会等の開催自粛要請等について記述）
- ・社会機能の維持を目的とした対応に係る記述を整理（例：国の行動計画に合わせて、事業者への不急業務の縮小要請等について記述）

(3) 今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の対応を参考とした改定

- ・県が実施する対応については、出現した新型インフルエンザの病原性や感染力等に応じて、初期段階を含め、柔軟な対応を可能とする（社会活動の制限に係る対応、県業務の中止等）
- ・対策本部地方部設置の弾力化

(4) 表現の適正化等

- ・表現の適正化等所要の訂正

3 弱毒性新型インフルエンザとの関連

今回改定を行う県行動計画は、高病原性鳥インフルエンザ由来等の強毒性の新型インフルエンザの発生を想定して作成しています。

現在流行している新型インフルエンザ（A/H1N1）に対しては、今後も引き続き、「三重県新型インフルエンザ対策行動計画にかかる弱毒性運用マニュアル（整理表）」に基づいて対応を行います。

3 三重風水害等対策アクションプログラムについて

1 策定の趣旨

平成21年3月25日に「三重県地震対策推進条例」を「三重県防災対策推進条例」に改正し、施行しました。

地震対策においては、平成14年度に「第1次三重地震対策アクションプログラム」を、平成19年度に「第2次三重地震対策アクションプログラム」を策定し取り組んできたところですが、条例改正の趣旨を踏まえ、風水害等の対策についても、アクションプログラムを策定し、計画的に防災対策を推進していきます。

2 基本的な考え方

防災の基本である自らの身の安全は自ら守る「自助」とともに、災害時要援護者の支援や孤立地区対策等の課題への対応など、自らの地域は皆で守る「共助」の取組を一層進めていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、三重風水害等対策アクションプログラムでは、これまでに地震対策で育んできた自助、共助、公助の理念を基本とし、それぞれの責務・役割を明確にした風水害等対策を計画的に推進するため、必要な施策項目（対策アクション）を設定し、各項目の進捗管理を行うこととします。

(1) 減災目標

「公助」としてハード対策を引き続き実施することに加えて、過去の災害の教訓を活かしたソフト対策を実施し、効果的に「自助」「共助」の取組が行われるようにすることにより、洪水災害や土砂災害、高潮災害などに対して死者・行方不明者を出さないことは実現可能であると考えています。

このため、「三重風水害等対策アクションプログラム」の減災目標は、

風水害等による「死者ゼロ」の実現

を目指すこととします。

(2) 計画期間

「三重風水害等対策アクションプログラム」の計画期間は、平成22年度及び平成23～26年度までとします。

具体的なアクション項目の数値目標等については、県民しあわせプラン次期戦略計画と整合を図りながら策定する必要があることから、平成23～26年度の数値目標は22年度に検討を進め設定することとします。

(3) 数値目標

アクションプログラムの実効性を確保するためには、常に進捗状況を把握することが必要であり、その検証を着実かつ的確に行うため、具体的なアクション項目ごとに担当部局を明示し、県自らが実施主体となっている施策について、可能な限り数値目標を設定します。

3 施策体系

自助、共助、公助の理念を基本とし、減災目標を達成するために必要な施策項目を、3つの施策目標のもとに体系的に整理し、風水害等対策を進めていきます。
 三重風水害等対策アクションプログラムの施策体系（案）は別紙1のとおりです。

施策目標1 防災文化の醸成

風水害等対策においても、地震対策と同様に、「県民一人ひとりの防災力」と「地域の防災力」を高めることが重要です。これに資するため、防災意識の高揚、自主的な防災活動の活性化等を図るための取組を実施します。

施策目標2 被害の軽減（減災）

近年発生している災害の特性を踏まえ、また国の各種ガイドラインなどと整合をとり、効果的な減災に向けた基盤づくりを実施します。

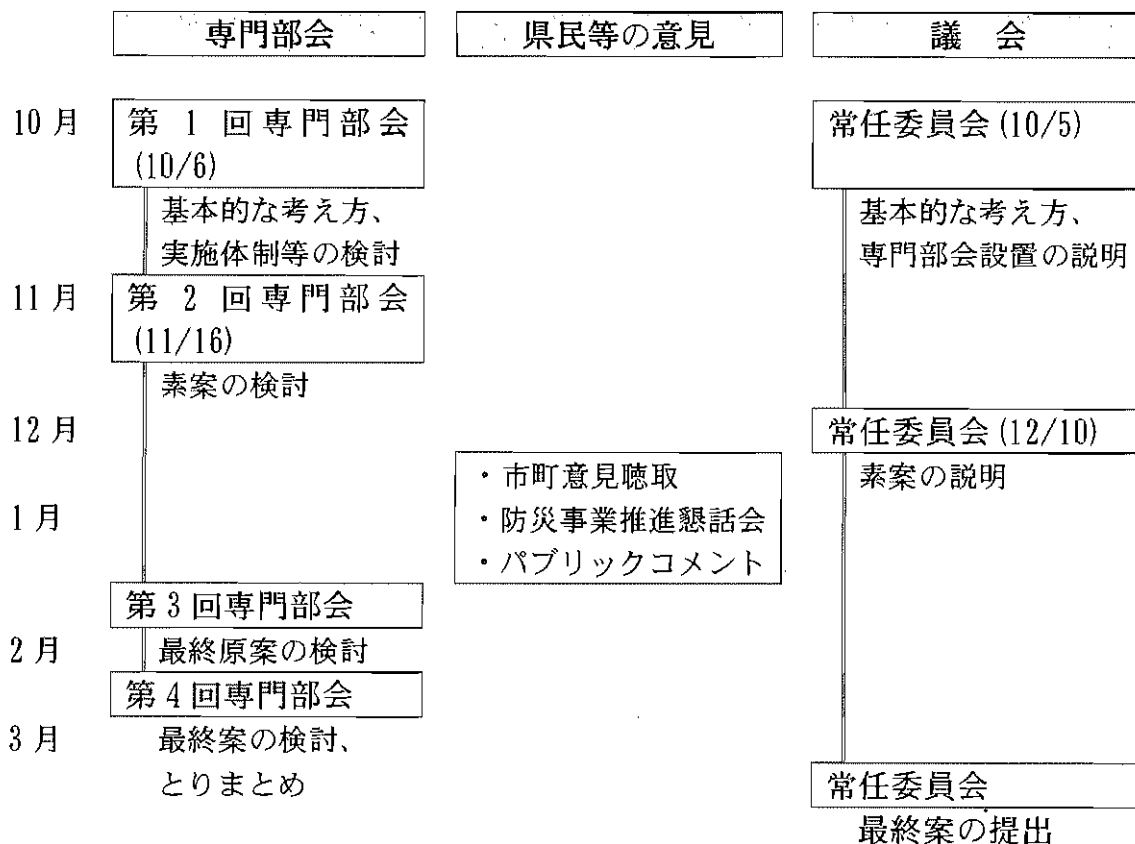
施策目標3 応急体制及び復旧復興体制の確立

風水害等の災害が発生した場合またはそのおそれがある場合に、迅速な初動対応がとれるよう、関係機関とも連携したソフト・ハード両面の取組や仕組みを構築します。

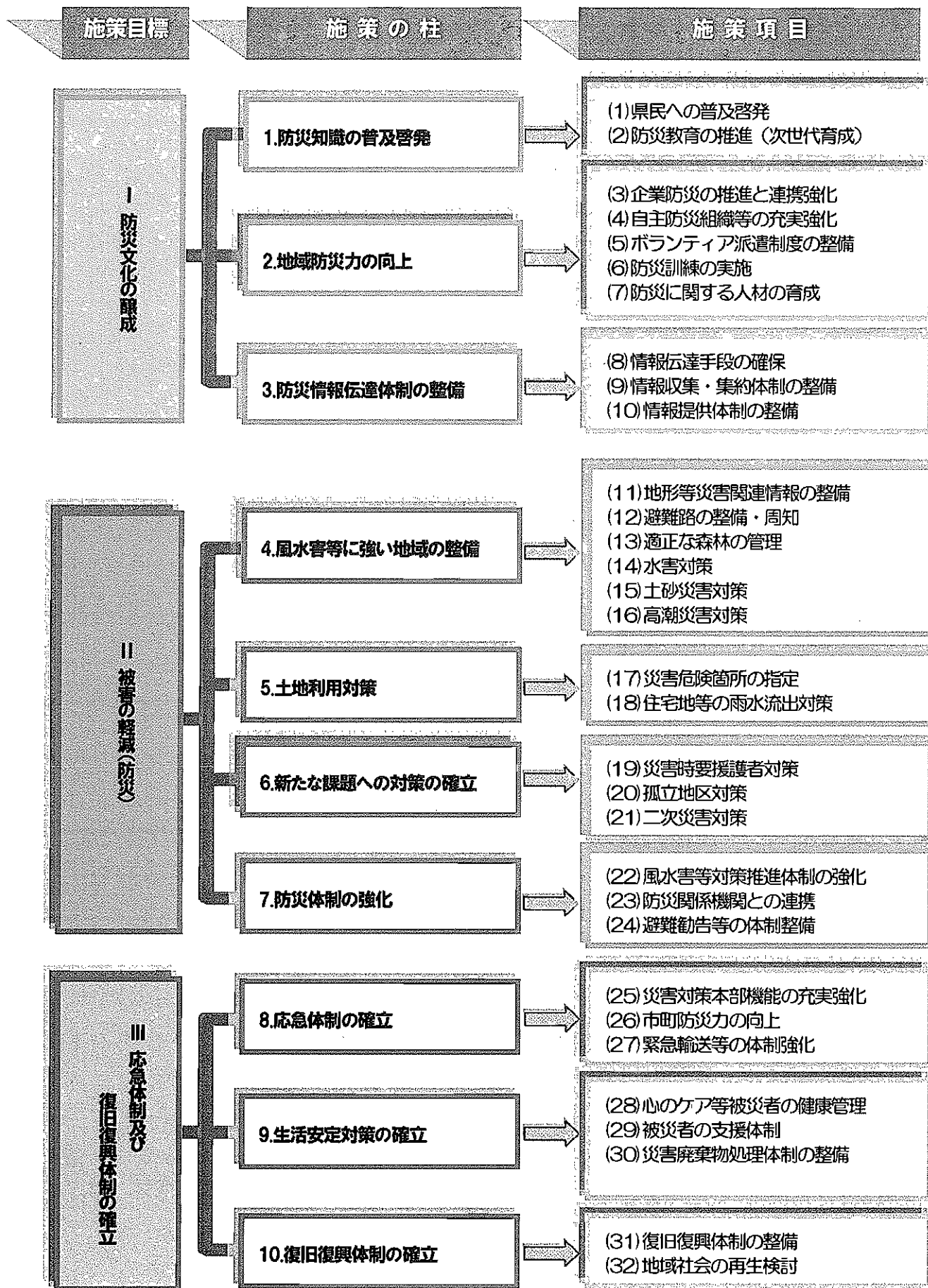
4 今後のスケジュール

平成21年12月中を目途に、市町との意見交換、防災事業推進懇話会委員・防災会議委員等の意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施し、これらの意見を踏まえて各アクションを検討のうえ、最終案に反映していきます。

平成22年第1回定例会防災農水商工常任委員会(3月)に最終案を提出します。



「三重風水害等対策アクションプログラム」の施策体系（案）



4 三重県広域防災拠点施設整備について

1 伊勢志摩広域防災拠点の整備

志摩半島沿岸部は、大規模地震により主要道路が不通となった場合、地域の孤立が想定されることから東紀州防災拠点に引き続いて、平成20年度から三重県営サンアリーナ周辺（まつり博跡地）に伊勢志摩地域の広域防災拠点施設を整備しています。

平成21年度は、備蓄倉庫建築工事・防災行政無線設置工事を施工するとともに工事の進捗に合わせて資機材整備も進めており、今年度末に完成する予定です。

【事業計画】

事業内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
拠点施設整備工事 (舗装工事)	■											
備蓄倉庫建築工事					■							
防災行政無線設置										■		
備蓄資機材整備						■						
事業費										全体事業費 1,386,041千円		
										平成21年度 277,831千円		

2 次期広域防災拠点の整備

三重県防災会議の「三重県広域防災拠点検討専門部会」において、「三重県広域防災拠点基本構想」を踏まえ、未整備エリアの整備方針及び計画の検討を行っています。

(1) 整備地域の検討

残る北勢及び伊賀拠点の整備について、活動拠点・医療機関・緊急輸送道路などの防災力やそれぞれの候補地などを総合的に判断し、専門部会においては、伊賀拠点を先行して整備する必要性が示されました。ただし、北勢拠点を整備するまでは中勢拠点及び伊賀拠点が北勢地域を支援する体制をとるものとされました。

(2) 伊賀拠点整備適地の検討

伊賀拠点を整備する候補地として、「必要面積の有無」「立地の安全性」「活用可能な既存施設の有無」「公的施設であること」を基準に選定した結果、まず「三重県立上野農業

高校」及び「名張中央公園」を候補地としました。

これらの候補地について、さらに「利用可能な屋内施設の有無」「緊急輸送道路との連携」「経済性」などを比較し検討された結果、伊賀拠点の整備は、平成22年度末に廃校予定である「三重県立上野農業高校」が最も適しているとされました。

3 今後の対応

第3回専門部会までの各委員の意見を踏まえ、第4回専門部会において三重県広域防災拠点施設整備実施計画（案）をとりまとめ、平成22年第1回定例会防災農水商工常任委員会（3月）に実施計画（案）を提出します。

平成21年5月25日	防災農水商工常任委員会	専門部会設置及び検討着手説明
平成21年6月23日	防災農水商工常任委員会	専門部会委員及び検討スケジュール説明
平成21年7月22日	第1回専門部会	・現状と課題の整理
平成21年9月15日	第2回専門部会	・次期整備地域の検討
平成21年10月5日	防災農水商工常任委員会	専門部会における検討状況説明
平成21年11月24日	第3回専門部会	・伊賀拠点候補地選定及び実施計画案検討 ・北勢地域の整備手法の検討
平成21年12月10日	防災農水商工常任委員会	専門部会における検討状況説明
平成22年2月	第4回専門部会	・次期拠点整備実施計画（案）のとりまとめ
平成22年3月	防災農水商工常任委員会	次期拠点整備実施計画（案）について説明

【三重県防災会議広域防災拠点検討専門部会委員】

委員長 室崎 益輝（関西学院大学災害復興制度研究所所長・教授）

委員 小川 雄二郎（富士常葉大学環境防災学部 教授）

川口 淳（三重大学大学院・工学研究科 准教授）

飯島 義雄（消防庁国民保護・防災部防災課長）

北川 保之（三重県消防長会 会長）

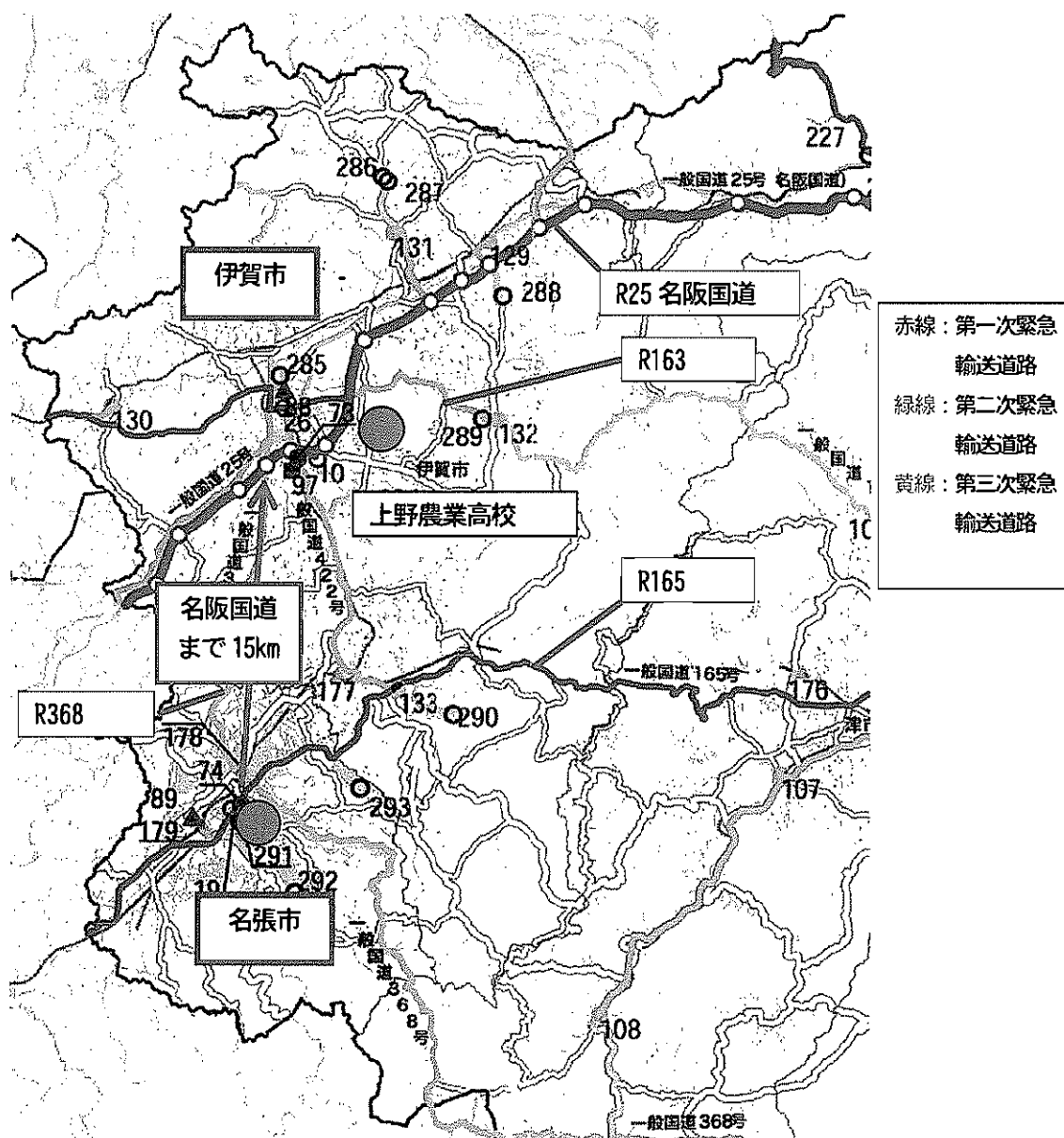
南部 美智代（災害ボランティアネットワーク鈴鹿代表）

東地 隆司（三重県防災会議委員・防災危機管理部長）

【候補地選定比較表】

比較項目	候補施設	
	名張中央公園	上野農業高校
利用可能な屋内施設	×	○
緊急輸送道路との連携	△	○
経済性	×	○
管理運用	×	○
総合評価	×	○

【緊急輸送道路との連携】



<参 考>

○広域防災拠点施設整備の経緯

阪神・淡路大震災のような広域的な災害が発生した場合、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するために、広域的な活動拠点を平常時から確保しておく必要があることから、平成8年度に「三重県広域防災拠点施設基本構想」を策定し、県内5つのエリアごとに防災拠点を整備することとしています。

拠点の名称	配置エリア	整備状況 [※]
北 勢 拠 点	北 勢 地 域 北 中 部	未定
中 勢 拠 点	北勢地域南部～中南勢地域北部	H13年度整備済
伊勢志摩拠点	伊勢志摩地域北部～中南勢地域東部	H20～21年度
伊 賀 拠 点	伊 賀 地 域	H22～24年度
東紀州拠点	東 紀 州 地 域	H19年度整備済

○広域防災拠点施設の機能

機 能		概 要
災害時	空 輸 機 能	○被災地域外から被災地域内への救援物資及び要員の輸送、被災地域内から被災地域外への重症患者の搬送等のためのヘリポート
	物 資 集 配 機 能	○物資の荷捌き・一時保管、駐車スペース（トラクタ－ミナル等）
	応援要員等受入機能	○応援要員等を受け入れ、一時的な滞在のためのスペースを提供するとともに、被災地への搬送支援等
	情 報 通 信 機 能	○災害対策活動の展開に必要な情報を集約・発信・共有化できるようにするための情報・通信設備（防災行政無線設備）
	連絡・調整・決定機能	○現地災害対策本部の運営に必要な施設・スペース等
平常時	保 管 機 能	○応急復旧用資機材等を備蓄するための保管施設
	教育・訓練・啓発機能	○市町や防災関係機関、自主防災組織等の訓練や研修 ○県民に対する防災知識の普及啓発活動等

5 衛星系防災行政無線設備の更新

1 衛星系防災行政無線設備の更新の必要性

衛星系防災行政無線については、平成5年度に県機関をはじめ、市町、消防本部、防災関係機関に整備しましたが、設置後15年以上経過しており、設備の老朽化や情報の多様化・大容量化に対応するため、次世代機器への更新を行っていく必要があります。

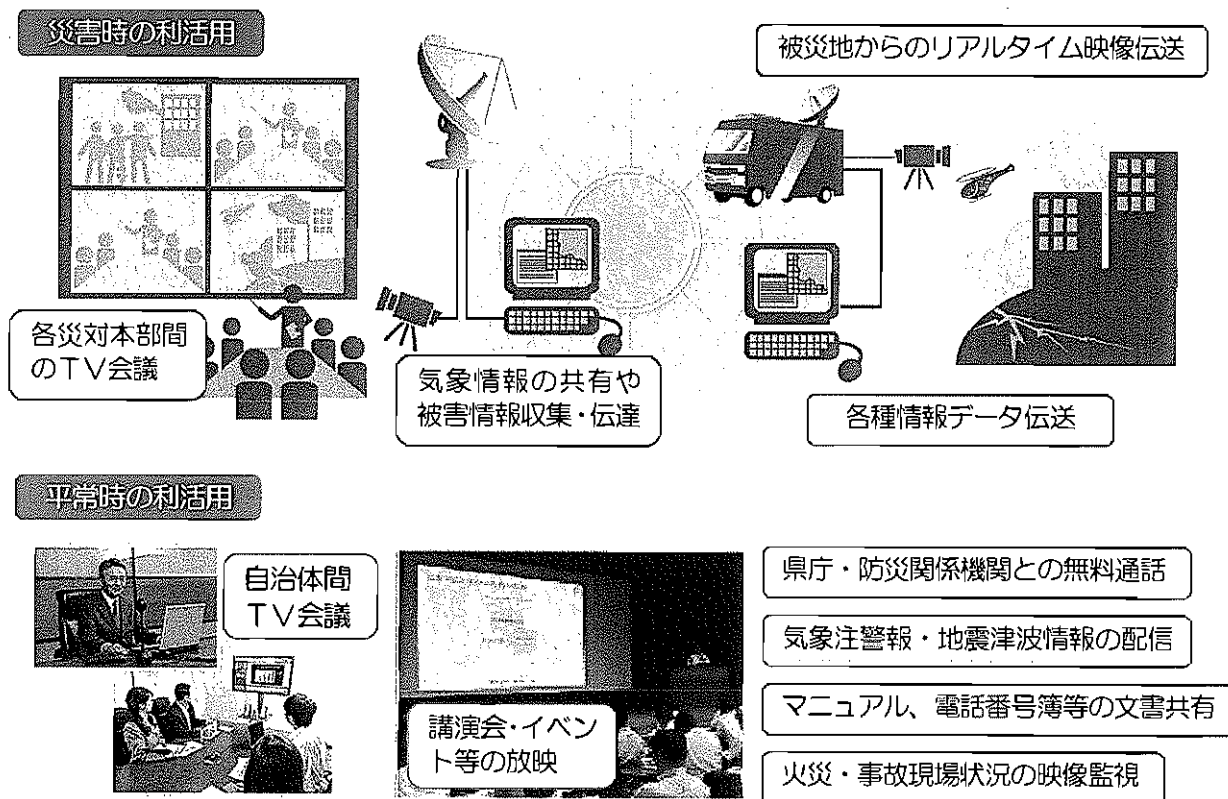
2 衛星系防災行政無線更新検討専門部会

衛星系防災行政無線の更新にあたって、必要なシステム構成、設置個所等について、災害時の通信確保や費用対効果の観点から、検討を行っています。

10月23日に第1回専門部会を開催し、既存ネットワークの課題や次世代設備の機能、衛星系再配置等の検討を行いました。

(1) 第1回専門部会での検討内容

○ 次世代化に伴い利用可能となる機能



○ 衛星系再配置の考え方（素案）

- ・ 費用対効果等を考慮し、必要最小限の配置を検討する。
- ・ 可搬型地球局については、既に整備済みの県庁、県民センター・広域防災拠点の一部の他、全消防本部への再配置を行い、災害時の現場映像送信に役立てる。

(2) 検討内容に対する委員の主な意見

- 衛星系を利用して全市町への J-ALERT 整備が進む中で、緊急情報を確実に住民に伝えるためには故障・停止が許されない状況となることから、衛星系の安定運用を確保すること。
- 災害対策における災害現場映像は非常に重要であるとともに、東海・東南海・南海地震がいつ起きてもおかしくない状況であることから、映像を伝送できる衛星系の長所を活用すること。
- 衛星系は直接全国と連絡できる唯一のルートであり、従来の地上系などと長所をうまく組み合わせたシステムを検討すること。
- 災害時や平常時における利活用方法を、今後より具体的に掘り下げること。

(3) 今後の専門部会開催スケジュール

- | | | |
|---------------------------|-----------|------------------------------|
| 平成 21 年 12 月 15 日
(予定) | 第 2 回専門部会 | ・三重県における次世代システムの必要機能の検討 |
| 平成 21 年 2 月上旬 | 第 3 回専門部会 | ・整備計画(素案)の検討 |
| 平成 22 年 3 月上旬 | 第 4 回専門部会 | ・関係機関意見照会結果を受けた整備計画(案)のとりまとめ |

【参考】衛星系防災行政無線更新検討専門部会委員(10名)

委員氏名	職名
室崎 益輝	関西学院大学 災害復興制度研究所所長・教授
岡田 茂	鳥羽市 総務課長(市長会推薦)
服部 正	鈴鹿市 生活安全部参事兼防災安全課長(市長会推薦)
松永 桂一	津市 防災危機管理室防災危機管理課長(市長会推薦)
前川 博	多気町 総務課長(町村会推薦)
服部 哲也	東員町 総務部防災安全課長(町村会推薦)
中原 幹夫	紀北町 危機管理課長(町村会推薦)
中山 守	四日市市消防本部 消防救急課長(消防長会推薦)
小倉 克仁	津市消防本部 参事兼通信指令課長(消防長会推薦)
東地 隆司	防災危機管理部長

3 今後の方針

現在、市町等と次世代衛星系防災行政無線の利活用方法等について協議を進めており、その進捗状況を踏まえて対応していきたいと考えています。

6 地域防災力向上に向けた取組（みえの防災大賞）について

1 目的

県では、みえの防災風土を醸成し、県内の防災活動が持続性のあるものとして展開されるよう、減災に向けた県民活動の活性化を目指しているところです。

「みえの防災大賞」は、県内各地で取り組まれている自主的な防災活動を行っている団体を表彰し、これらの活動を発表することにより、自主的な防災活動のより一層の充実・発展に資することを目的としています。

2 表彰の対象

県内の自主防災組織（自治会を含む）、事業所、学校、子供会、老人クラブ、ボランティア団体等です。

なお、業界団体を含む事業者がその主たる事業の目的を達成するために行っている活動は対象外とします。

3 審査基準及び選考・表彰

(1) 審査基準

- ① 活動の内容が、防災意識や防災力の向上を目的とし、自主性が読み取れる活動であること。
- ② 地域社会との交流・連携を活動の中に取り入れ、地域防災の活性化に貢献していること。
- ③ 他の団体でも取組の参考になる活動であること。
- ④ 一年以上の実績があり、将来においても一定期間以上続けることが可能な活動であること。
- ⑤ 防災活動において、成果・実績を上げていること。

(2) 選考及び表彰

① 選考スケジュール

- ・ 募集期間 7月8日（水）～9月16日（水）
- ・ 日 程 事前審査 10月 2日（金）～10月20日（火）
選考委員会 10月29日（木）
知事決定 11月 5日（木）
公 表 11月10日（火）

② 選考方法 選考委員会において、候補団体の選定審査を行い、その結果に基づき知事が決定しました。

③ 表 彰 「みえの防災風土づくりシンポジウム」で表彰式を行いました。

- 日時 平成21年12月6日（日）13時～16時
- 場所 鳥羽市民文化会館

「みえの防災大賞」選考委員

区 分	所 属	氏 名
大学	三重大学副学長（自然災害対策室長）	畑中 重光
報道	三重テレビ放送報道制作部 アナウンサー	栗山 朋子
企業	中部電力株式会社三重支店総務部総務G課長 （ライフライン企業等連絡会議構成員）	伊藤 明洋
企業	三重県商工会議所連合会 専務理事	井ノ口 輔胖
消防	津市消防団デージー分団 （三重県消防協会推薦）	櫻川 政子
ボランティア	特定非営利活動法人みえ防災市民会議 議長	山本 康史
福祉	東員町社会福祉協議会	伊藤 真理
行政	三重県防災危機管理部長	東地 隆司

4 受賞団体

平成18年度から実施しており、今年度は31団体の応募があったなか、次の団体が受賞しました。

- ① みえの防災大賞（1団体）
 - 子育て応援！！0，1，2，3サークル（鳥羽市）
- ② みえの防災奨励賞（5団体）
 - 伊勢市厚生地区まちづくりの会
 - 紀宝町災害見守り体制連絡協議会
 - 津市南が丘地区自主防災協議会
 - 四日市市内部地区自主防災協議会
 - 四日市市立中部西小学校

なお、各団体の取組状況は、別紙『平成21年度「みえの防災大賞」受賞団体の取組』のとおりです。

<参考>過去の応募団体数

H18年度：46団体、H19年度：26団体、H20年度：26団体

5 今後の取組

県内各地域で自主的な防災活動に取り組んでいる団体を表彰し、その活動を広く県民に発信することにより、他の地域への取組に広がりを見せています。

このことを踏まえ、防災活動が県内各地域で活発に展開され、減災に向けた取組がより一層活性化されることを目指し、取組事例集や「みえ自主防だより」等を発行し広く県民に周知するとともに、受賞団体の取組を他の団体に広げていくことにより、地域防災力の向上に繋げていきます。

平成21年度「みえの防災大賞」受賞団体の取組

○「みえの防災大賞」

団体名 子育て応援！！0, 1, 2, 3サークル（鳥羽市）

取組の概要

「子育て応援！！0, 1, 2, 3サークル」は、大地震が発生した時、1人の子供の命も失いたくないという親の願いを共有し、平成17年度から防災に関する活動を始めました。

防災ボランティアや社会福祉協議会等と連携し、地震災害のイメージやその対処法を身につけるための親子教室を2か月に1度開催するとともに、次代を担う子供達に向けた取組として、小学校や子供会を訪問しての啓発活動により、卵の殻踏み体験、身を守るためのダンゴ虫ポーズの練習、新聞スリッパ、毛布での担架作り、防災紙芝居や防災カルタなどを実施し、子供や親が楽しみながら考える災害対応の普及を図っています。

昨年度「みえの防災奨励賞」を受賞した効果もあり、活動範囲が鳥羽市外にも広がりました。

また、他団体からの活動視察が増加しており、当団体の取組が他地域への広がりを見せています。

○「みえの防災奨励賞」（50音順で掲載）

団体名 伊勢市厚生地区まちづくりの会

取組の概要

「伊勢市厚生地区まちづくりの会」は、地域住民やそこに関わる人達が自ら参加し、自分達の手でまちづくりを行うため結成された組織です。だれもが安心して生活でき、活気のあるまちを目指して、「安心・安全・健康・福祉委員会」が中心となって、地域の防災対策を推進しています。

避難所に関する取組に重点を置いており、平成19年度に、地域住民が中心となり、5回のワークショップを行い、行政と一緒に避難所運営マニュアルを作成しました。

また、平成20年度には、防災訓練とあわせて、避難所運営マニュアルの検証を行うため、避難所開設訓練を実施し、参加者のアンケート結果と反省点を踏まえて、マニュアル改正の検討会を実施しています。

団体名 紀宝町災害見守り体制連絡協議会

取組の概要

「紀宝町災害見守り体制連絡協議会」は、地域に住む一人暮らしの高齢者などの災害時要援護者の見守り体制を早期に構築することを目的として、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、紀宝町、自治会、自主防災組織、ボランティア市民活動センター、福祉団体などが参画し、平成20年5月に設置しました。

特徴的な取組としては、災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、26名のコーディネーターを養成し、災害時の活動はもとより、平常時においても地域防災のリーダー的役割を担っています。

また、民生委員・児童委員による訪問活動を行い、災害時要援護者の実態調査及び登録台帳整備を実施しました。

団体名 津市南が丘地区自主防災協議会

取組の概要

「津市南が丘地区自主防災協議会」は、平成19年度から、旧来からの地区と新興団地の地区、合わせて17地区が一体となり活動をしています。

昨年度は、17地区の代表者が毎月顔をあわせて、従来の避難所運営マニュアルの見直し作業を行い、単なるマニュアルの見直しに留まらず、役割ごとに時系列等で再構成した、より実践的に使えるように工夫したマニュアルを作成しました。このマニュアルに基づいた避難所運営訓練を行い、検証作業も実施しています。

また、小学校を会場として行われる地域の夏祭りにおいて、教室を使用して防災展示を行い、小学生等を対象にした非常食の試食や防災紙芝居の実施など楽しめる防災啓発を実施しています。

団体名 四日市市内部地区自主防災協議会

取組の概要

「四日市市内部地区自主防災協議会」は、災害に強いまちづくりを目指して、26町の自治会、自主防災隊及び地区の社会福祉協議会、民生児童委員会、婦人会、消防団、警察、小中学校等によって組織された協議会です。

防災訓練・避難訓練・避難所運営訓練の実施、防災マニュアルの作成、各種台帳の整備、備蓄品の充実、防災マップの作成、地域住民に対する啓発活動の実施等、防災に関するあらゆる分野について、熱心に取り組んでいます。

また、地区の防災についてホームページを立ち上げ、地区の防災ニュースや防災に役立つ情報、防災訓練の計画・実施報告等、充実した内容で、情報発信をしています。

団体名 四日市市立中部西小学校

取組の概要

「四日市市立中部西小学校」は、子供がかがやく学校を基本理念として、教育活動に取り組んでおり、平成19年9月から、現在の6年生（開始当時は4年生）に対して、3年間に渡って防災学習を実施しています。

学校が中心となって、児童やその保護者だけでなく、消防署、市内に住む防災ボランティア、みえ防災コーディネーター、地域の住民と連携して、様々な防災活動を実施しています。

タウンウォッチング、防災マップ作りだけでなく、地域の方が取り組んでいる地元の特産品である万古焼きを活用した防災土鍋も防災学習に取り入れました。児童達がデザインし、絵付けした防災土鍋を使った炊き出し訓練を保護者も交えて実施することで、楽しみながら、防災に関する知識を得ています。

7 平成21年度「防災に関する県民意識調査」結果（速報）について

1 経緯と目的

三重県では、平成14年4月に18市町村（現在10市町）が「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に指定されるとともに、平成15年12月には県内全市町村が「東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域」に指定され、より一層の地震防災対策の充実が求められています。

そうしたことから、平成14年度に「三重地震対策アクションプログラム」を策定する際、大地震に対する県民の備えや防災に関してのニーズを把握して、県の地震防災対策に活用するため、「防災に関する県民意識調査」を実施し、その後毎年同調査を継続してきました。

平成21年度については、三重県防災対策推進条例が施行されたこともあり、地震対策だけでなく風水害対策に関する設問を加え、今後の防災対策に反映するため、8回目の調査を行った結果、単純集計結果が出ましたので、その概要を報告します。

なお、調査方法等は以下のとおりです。

- ・調査期間 : 平成21年10月15日から平成21年10月30日まで
- ・調査方法 : 無作為抽出によるアンケート方式
- ・調査対象 : 県内全市町の20歳以上の5,000人
- ・回収率 : 54.6% (2,730人/5,000人)
- ・設問数 : 67問(枝番含む)

【内訳】地震：28問 風水害：8問 防災全般：31問

2 調査結果の概要

次ページ以下のとおり。

3 今後の対応

地震及び風水害への関心のある人は高い割合を示していますが、地震と比較して風水害への関心のある人の割合は若干低くなっています。

また、「自助」・「共助」の取組や住宅の耐震化・家具固定の取組については増加を示し、特に耐震補強を行った人の割合は大きな伸びを示しているものの、まだまだ十分であるとは言えない状況です。

そのため、今後も、「三重県防災対策推進条例」の「自助」・「共助」・「公助」の理念のもと、地震及び風水害対策に対する正しい知識や災害時対応をイメージできる啓発活動、防災に関する情報提供を継続的かつ効果的に行っていくとともに、県民の皆様へ「自助」・「共助」の取組を一層進めていただき、市町等と連携して、さらなる地域防災力の向上をめざしてまいります。

○ 調査結果の概要

1 地震対策について

(1) 地震（海溝型・内陸直下型）への関心について

①海溝型地震への関心

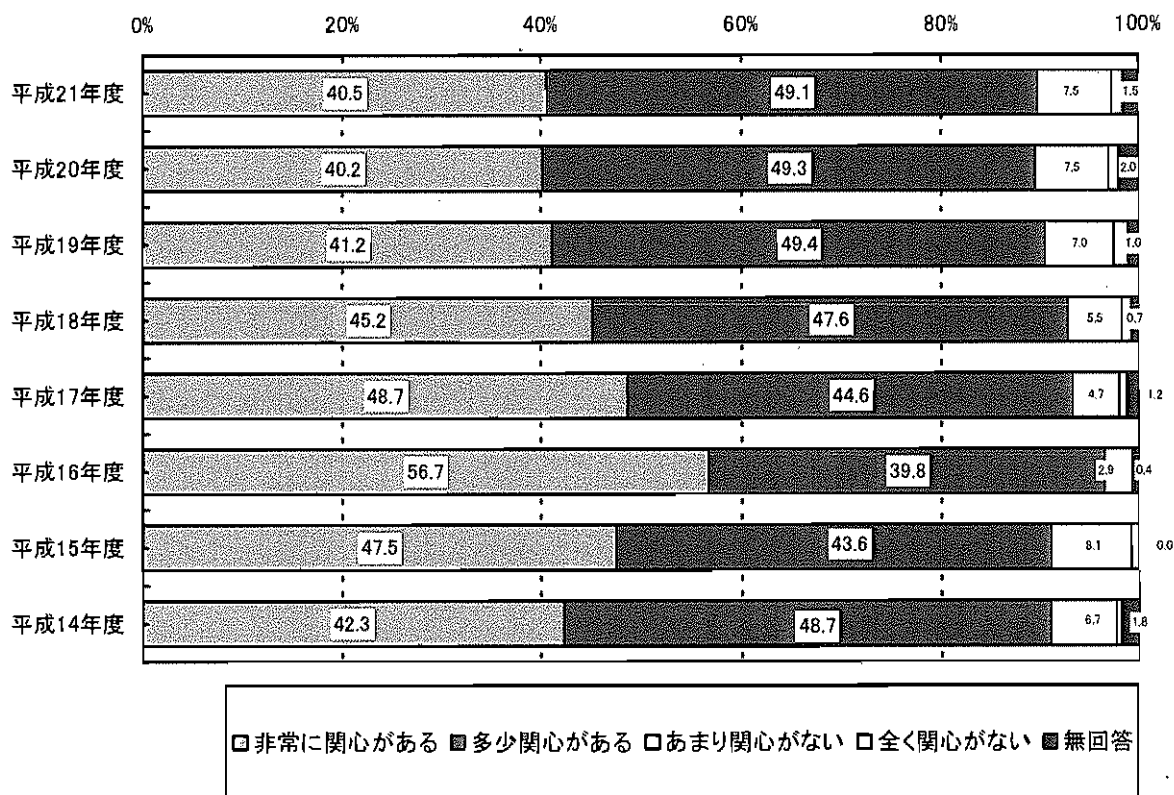
海溝型地震について、関心がある人（「非常に関心がある」または「多少関心がある」と答えた人）の割合は、**89.6%**となっており、平成14年度の調査開始時から引き続き高いことがわかるものの、平成19年度以降、横ばいとなっています。

海溝型地震への関心

(単位：%)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
非常に関心がある	42.3	47.5	56.7	48.7	45.2	41.2	40.2	40.5
多少関心がある	48.7	43.6	39.8	44.6	47.6	49.4	49.3	49.1
あまり関心がない	6.7	8.1	2.9	4.7	5.5	7.0	7.5	7.5
まったく関心がない	0.5	0.8	0.2	0.8	1.0	1.5	1.0	1.2
無回答	1.8	-	0.4	1.2	0.7	1.0	2.0	1.5

図 海溝型地震への関心（全県）

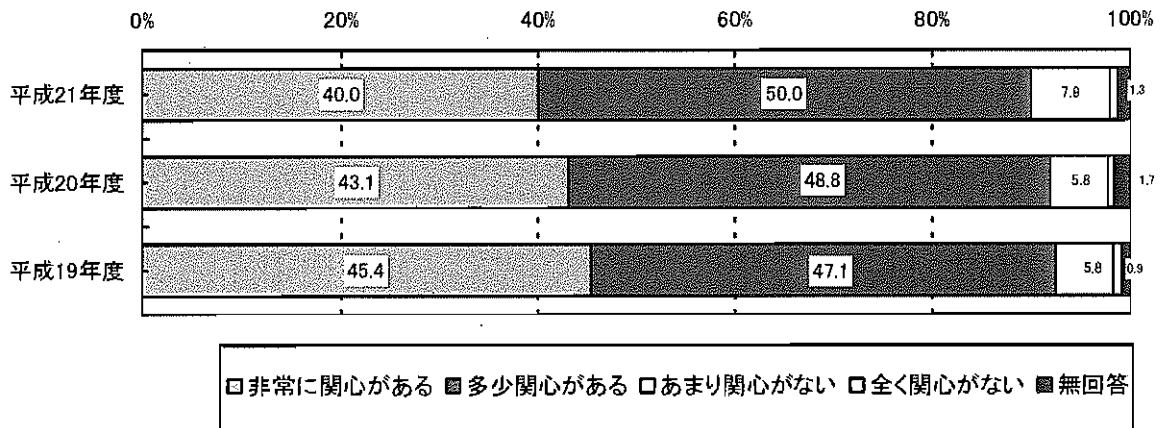


②内陸直下型地震への関心

内陸直下型地震への関心について、関心がある人（「非常に関心がある」または「多少関心がある」と答えた人）の割合は、**90.0%**と高いことがわかりましたが、平成20年度と比較すると1.9ポイント減少しています。

	19年度	20年度	21年度
非常に関心がある	45.4	43.1	40.0
多少関心がある	47.1	48.8	50.0
あまり関心がない	5.8	5.8	7.9
まったく関心がない	0.9	0.6	0.8
無回答	0.9	1.7	1.3

図 内陸直下型地震への関心 (全県)



(2) 自助の取組について

「自助の取組」とは、以下の4項目に取り組んでいる人の割合の平均値から算出しています。

- ①非常持出袋の準備
- ②食料の備蓄(3日分以上)
- ③水の備蓄(3日分以上)
- ④家具固定

今回の調査結果では、「自助の取組」に取り組んでいる人の割合は**43.9%**で、平成20年度と比較して0.6ポイント増加しています。

これまでで最も高かった平成16年度と比較すると「自助の取組」に取り組んでいる人の割合は7.5ポイント減少していますが、平成18年度から徐々に上昇傾向にあります。

「自助の取組」に取り組む人の割合

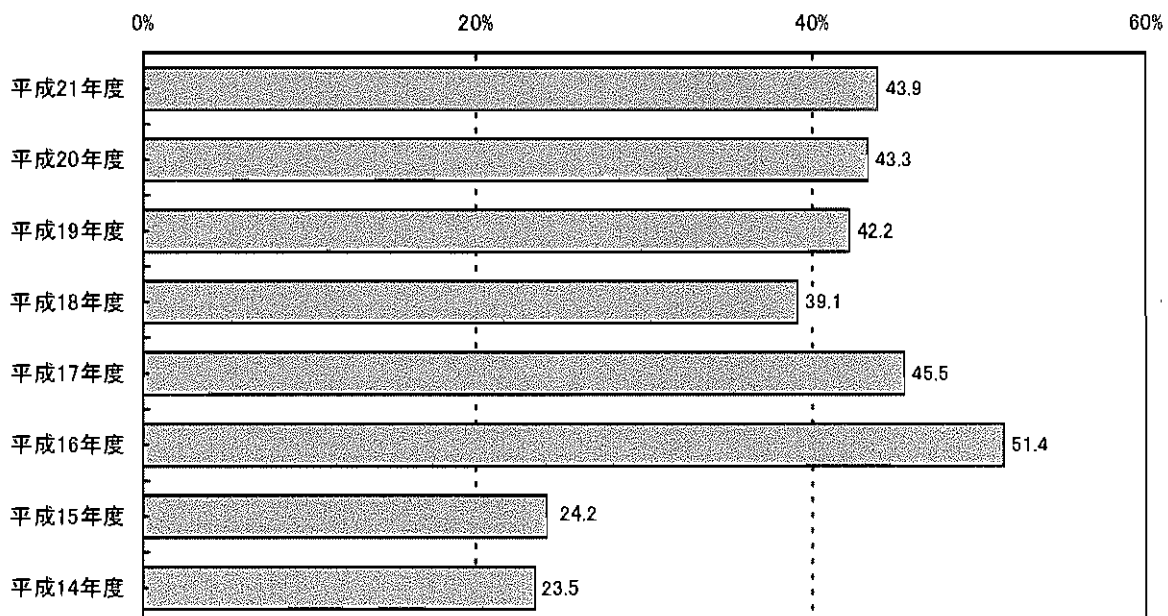
(単位：%)

項目	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
①非常持出袋の準備	-	-	55.3	42.1	38.4	45.9	54.4	56.5
②食料の備蓄(3日分以上)	19.5	18.5	69.0	55.1	51.1	52.2	48.0	46.0
③水の備蓄(3日分以上)	17.2	19.2	-	-	27.8	28.0	29.4	27.8
④家具固定	33.9	34.9	30.0	39.2	39.0	42.6	41.3	45.4
平均値	23.5	24.2	51.4	45.5	39.1	42.2	43.3	43.9

※H14・15年度は非常持出袋の準備に関する質問無し

※H16・17年度は水の備蓄に関する質問無し

図 「自助の取組」に取り組む人の割合(全県)



(3) 住まいの地震対策について

①住宅の耐震診断・耐震補強

自らの命を守るという点で最も重要な住宅の耐震化については、昭和56年5月以前建築の木造住宅に住む県民のうち「耐震診断を受けたことがある」と答えた人が**12.4%**、「耐震補強工事を行った」と答えた人が**28.9%**と、いずれも平成20年度と比較すると大幅に増加しており、本調査開始以来、最も高い割合を示しています。

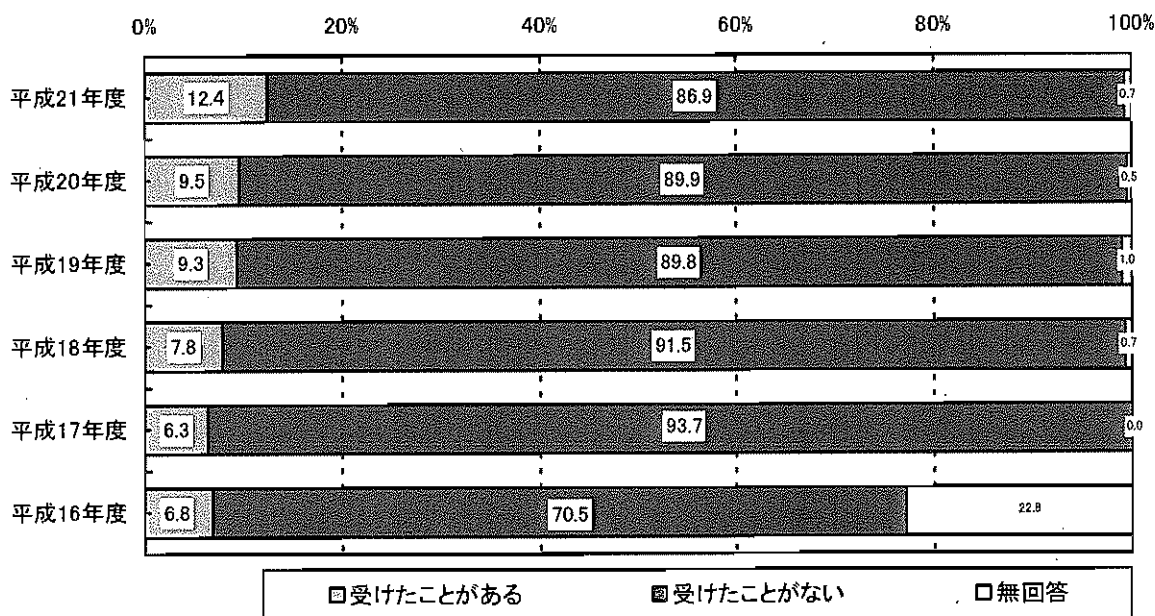
また、耐震補強を行わない理由として、「補強工事に多額な費用がかかるから」(**75.4%**)の割合が最も高く、次に「耐震化しても大地震の被害は避けられないと思うから」(**24.6%**)となっています。

専門家による耐震診断 (回答者数=904人)

(単位：%)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
耐震診断を受けたことがある	6.8	6.3	7.8	9.3	9.5	12.4
耐震診断を受けたことがない	70.5	93.7	91.5	89.8	89.9	86.9
無回答	22.8	0.0	0.7	1.0	0.5	0.7

図 専門家による耐震診断 (全県)



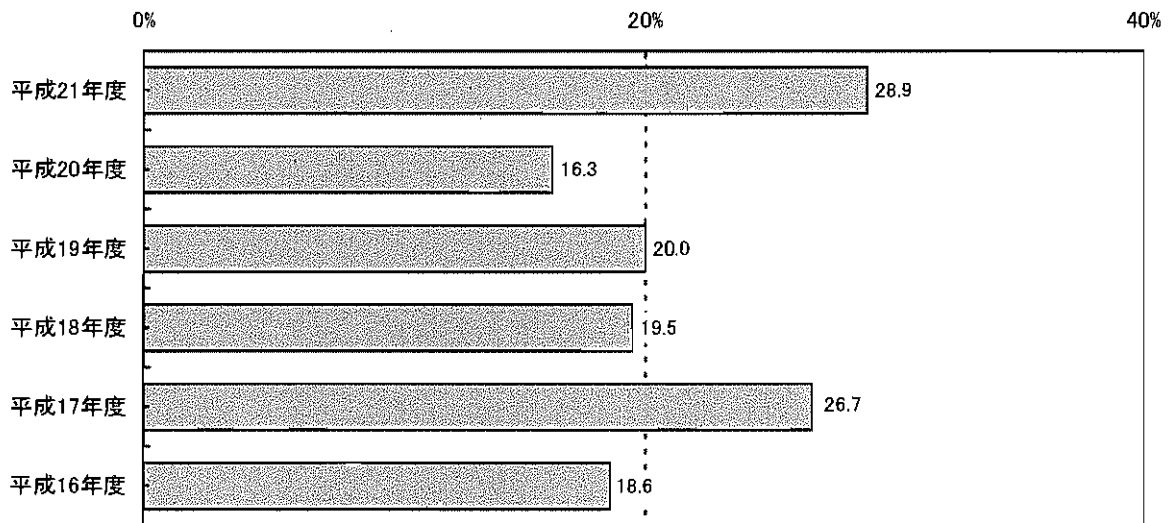
耐震診断後の耐震補強（回答者数＝121人）

（単位：％）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
補強工事を行った	18.6	26.7	19.5	20.0	16.3	28.9
建て替えた	9.3	3.3	0.0	2.1	2.0	5.8
補強又は建て替えをする予定	18.6	10.0	3.9	7.4	—	—
除却して更地にした	—	—	—	—	0.0	0.0
補強設計のみ行った	—	—	—	—	4.1	2.5
まだ決めていない・迷っている	30.2	36.7	46.8	46.3	—	—
何もしていない	—	—	—	—	75.5	61.2
補強しないことにした	18.6	16.7	24.7	24.2	—	—
無回答	4.7	6.6	5.2	0.0	2.0	1.7

※H20年度から補強設計に関する設問等を追加、変更しています。

図 耐震診断後、補強工事を行った人の経年比較（全県）



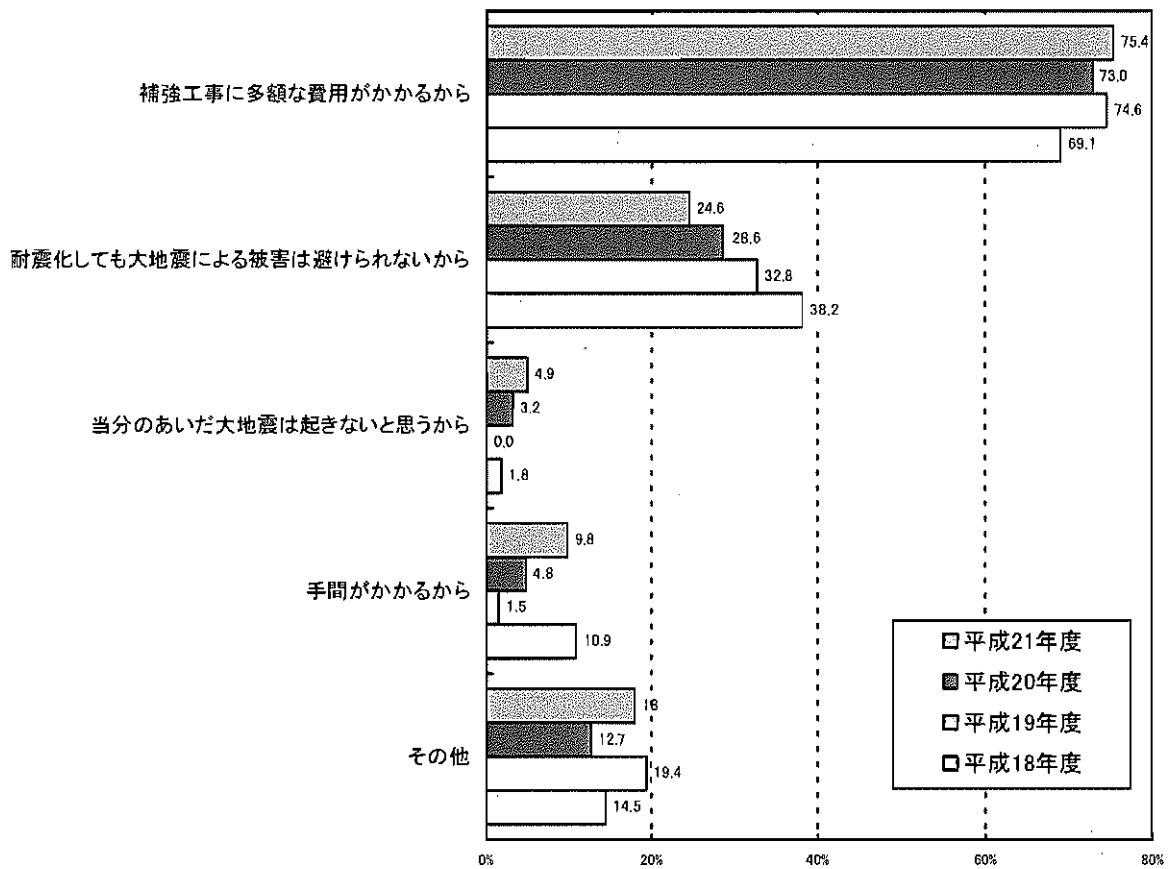
耐震補強を行わない理由（回答者数=61人）

（単位：％）

	18年度	19年度	20年度	21年度
補強工事に多額な費用がかかるから	69.1	74.6	73.0	75.4
補強設計に多額な費用がかかるから	—	—	15.0	19.7
耐震化しても大地震の被害は避けられないと思うから	38.2	32.8	28.6	24.6
当分のあいだ大地震は起きないと思うから	1.8	0.0	3.2	4.9
手間がかかるから	10.9	1.5	4.8	9.8
その他	14.5	19.4	12.7	18.0

※H20年度から補強設計に関する設問を追加しています。

図 耐震補強を行わない理由（全県）



②家具固定の状況

家具固定については、固定している人（「大部分固定している」または「一部固定している」と答えた人）の割合は**45.4%**となっており、平成20年度と比較すると4.1ポイント増加しています。

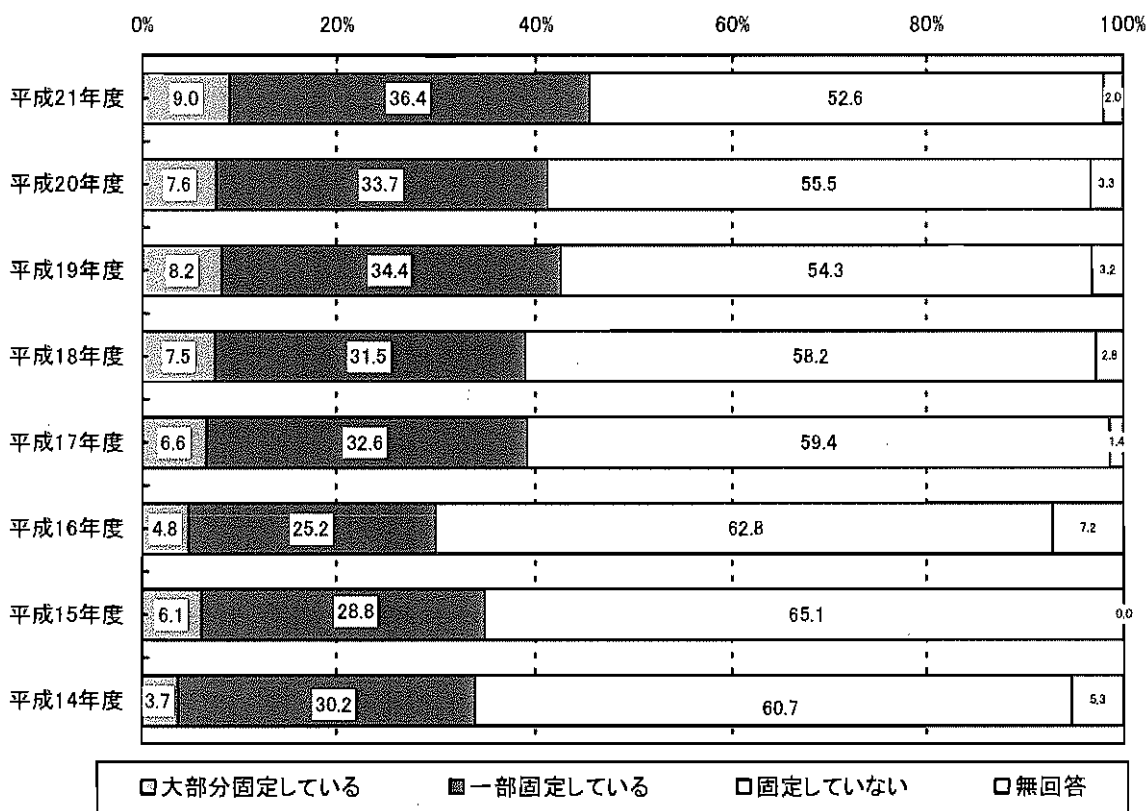
「大部分固定している」人の割合は、毎年10%未満となっており、「固定していない」人の割合は概ね減少傾向にあるものの、依然50%を超えています。

家具固定の状況

(単位：%)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
大部分固定している	3.7	6.1	4.8	6.6	7.5	8.2	7.6	9.0
一部固定している	30.2	28.8	25.2	32.6	31.5	34.4	33.7	36.4
固定していない	60.7	65.1	62.8	59.4	58.2	54.3	55.5	52.6
無回答	5.3	0.0	7.2	1.4	2.8	3.2	3.3	2.0

図 家具固定の状況(全県)



2 風水害対策について（平成 21 年度調査より新たに追加）

（1）風水害への関心について

風水害への関心について、関心がある人（「非常に関心がある」または「多少関心がある」と答えた人）の割合は、**81.3%**となっています。

	21年度
非常に関心がある	30.9
多少関心がある	50.4
あまり関心がない	14.4
まったく関心がない	1.6
無回答	2.7

（2）地域の風水害からの安全性について

住んでいる地域の、風水害からの安全性について、安全だと思う人（「安全だと思う」または「まあ安全だと思う」と答えた人）の割合は、**60.9%**となっています。

また、安全だと思う理由として、「現在住んでいるところは地形や地質面からみて、土砂災害の危険は無いから」（**64.9%**）の割合が最も高く、次に「現在住んでいる土地は高台にあるので水害の危険はないから」（**50.4%**）となっています。

地域の風水害からの安全性 （単位：％）

	21年度
安全だと思う	21.7
まあ安全だと思う	39.2
やや危険だと思う	20.2
危険だと思う	11.6
わからない	4.9
無回答	2.3

風水害から安全だと思う理由（回答者数=1,662人）

（単位：％）

	21年度
現在住んでいる土地は高台にあるので、水害の危険は無いから	50.4
現在住んでいるところは地形や地質面からみて、土砂災害の危険は無いから	64.9
堤防やダムなどの施設の整備がされているから	10.3
今までに水害・土砂災害が無かったので、これからは無いと思うから	30.4
近くに川や海が無く、水害の危険は無いから	39.0
危険箇所に対する対策工事などが実施されているから	7.9
自分で水害・土砂災害を防ぐための対策を施しているから	0.6
土砂災害危険箇所指定されている地域又はその近くに住んでいないから	21.7
その他	1.6
無回答	0.9

(3) 風水害に関する防災情報について

風水害が発生する危険性が高まったときに出る防災情報について、「大雨注意報や大雨警報」(88.4%)、「洪水注意報や洪水警報」(79.7%)、「避難勧告や避難指示」(64.9%)を知っている人の割合が高くなっています。

風水害に関する防災情報 (複数回答可) (単位：%)

	21年度
大雨注意報や大雨警報	88.4
洪水注意報や洪水警報	79.7
洪水予報	18.3
水防警報	8.4
警戒水位	48.0
避難準備(要援護者避難)情報	23.1
避難勧告や避難指示	64.9
土砂災害警戒情報	27.0

(4) 風水害に関する必要な情報について

風水害が発生する可能性がある時に必要な情報について、「危険な場所についての頻繁な最新の情報」(50.8%)を必要とする人の割合が最も高くなっています。

風水害に関する必要な情報 (複数回答可) (単位：%)

	21年度
身近な川について細かな場所ごとの水位や雨量を示す情報	46.1
危険な場所についての頻繁な最新の情報	50.8
川が氾濫した時のはん濫水の到達時間や浸水の深さに関する情報	30.0
川の水位や雨量などについての精度の高い予測情報	41.1
分かりやすい言葉や図表で表示した情報	39.0
何をして良いか悪いかなど実際にどのように行動すべきかに関する情報	45.6
水位上昇によるダム的大量放流を知らせる「放流警報」などの情報	19.8
その他	1.7
無回答	7.5

(5) 台風時等の避難行動について

台風時等にどの段階で避難するかについて、「避難準備（要援護者避難）情報」・「避難勧告」の発表を知ったときに避難する人の割合（28.4%）が最も高くなっています。

また、台風時等に（どの段階でも）避難しない理由として、「自宅が安全だから」（48.0%）が最も割合が高く、次に「避難所までの避難路が危険だから」（16.0%）となっています。

台風時等の避難行動 (単位：%)

	21年度
「避難準備（要援護者避難）情報」・「避難勧告」、「避難指示」の発表前で、自ら危険を感じたとき	23.2
「避難準備（要援護者避難）情報」・「避難勧告」の発表を知ったとき	28.4
「避難指示」の発表を知ったとき	25.5
避難しない	18.1
その他	0.8
無回答	4.0

台風時等に避難しない理由(回答者数=61人) (単位：%)

	21年度
近くの避難所を知らないから	3.8
避難所までの避難路が危険だから	16.0
体力や健康上の理由から避難することが困難だから	4.9
自宅が安全だから	48.0
家や家財を残して避難することに抵抗があるから	7.1
その他	8.5
無回答	11.7

3 防災全般について

(1) 防災対策における住民と行政の役割分担について

防災対策における住民と行政の役割分担では、防災対策は住民が中心となるべきと考える人（「住民が中心となるべき」または「どちらかといえば住民が中心となるべき」と答えた人）の割合は**32.7%**となっており、平成20年度と比較して、0.6ポイント増加しています。

また、行政が中心となるべきと考える人（「どちらかといえば行政が中心となるべき」又は「行政が中心となるべき」と答えた人）の割合は57.8%となっており、平成20年度と比較して3.5ポイント減少しています。

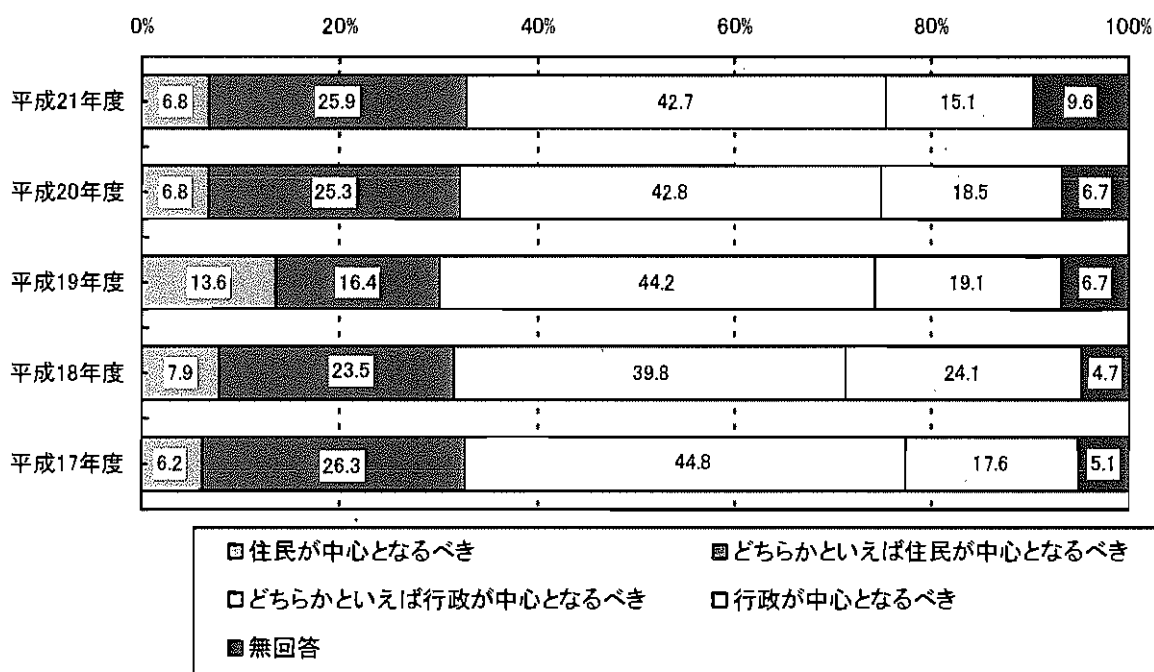
住民と行政の役割分担

(単位：%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
住民が中心となるべき	6.2	7.9	13.6	6.8	6.8
どちらかといえば、住民が中心となるべき	26.3	23.5	16.4	25.3	25.9
どちらかといえば、行政が中心となるべき	44.8	39.8	44.2	42.8	42.7
行政が中心となるべき	17.6	24.1	19.1	18.5	15.1
無回答	5.1	4.7	6.7	6.7	9.6

※H21年度は、本設問内で地震対策から防災対策に表現を変更しています。

図 防災対策における住民と行政の役割分担（全県）



(2) 地域での防災活動について（共助の取組）

過去1年の間に、住まいの地域や職場での防災活動に「参加した」人の割合は、**36.3%**と、平成20年度と比較して0.8ポイント増加しています。

参加した防災活動の内容は、「避難訓練（**68.1%**）」、「消火訓練（**67.2%**）」が中心で、その他としては、「応急手当訓練（31.4%）」、「救出・救助訓練（18.1%）」となっています。

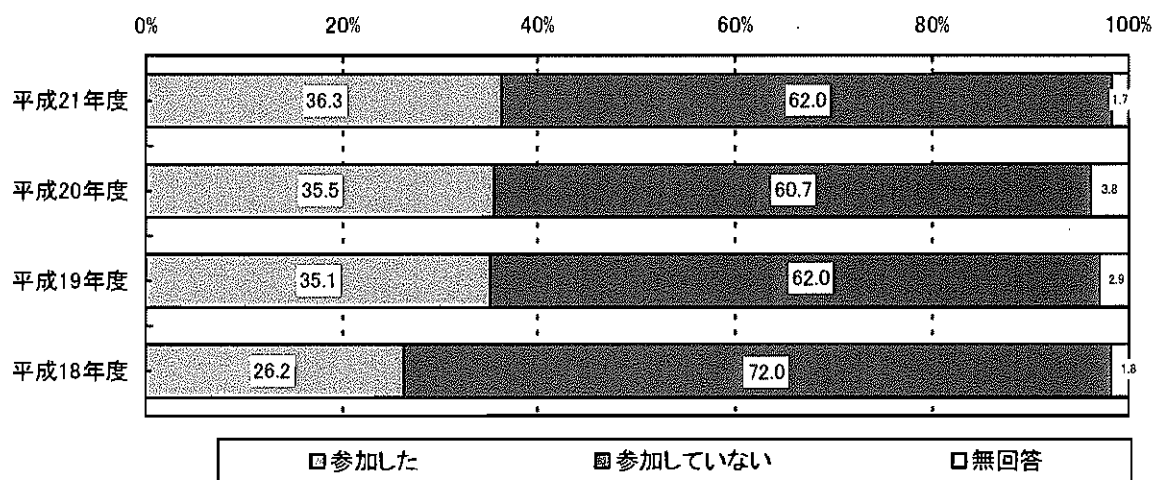
一方、「参加していない」主な理由は、「仕事や用事があり、都合が悪かったから」（**33.7%**）、「防災活動の実施を知らなかったから」（**26.8%**）、「地域で特に防災活動が実施されていないから」（**15.1%**）となっています。

地域・職場での防災活動

（単位：％）

	18年度	19年度	20年度	21年度
参加した	26.2	35.1	35.5	36.3
参加していない	72.0	62.0	60.7	62.0
無回答	1.8	2.9	3.8	1.7

図 地域・職場での防災活動への参加（全県）

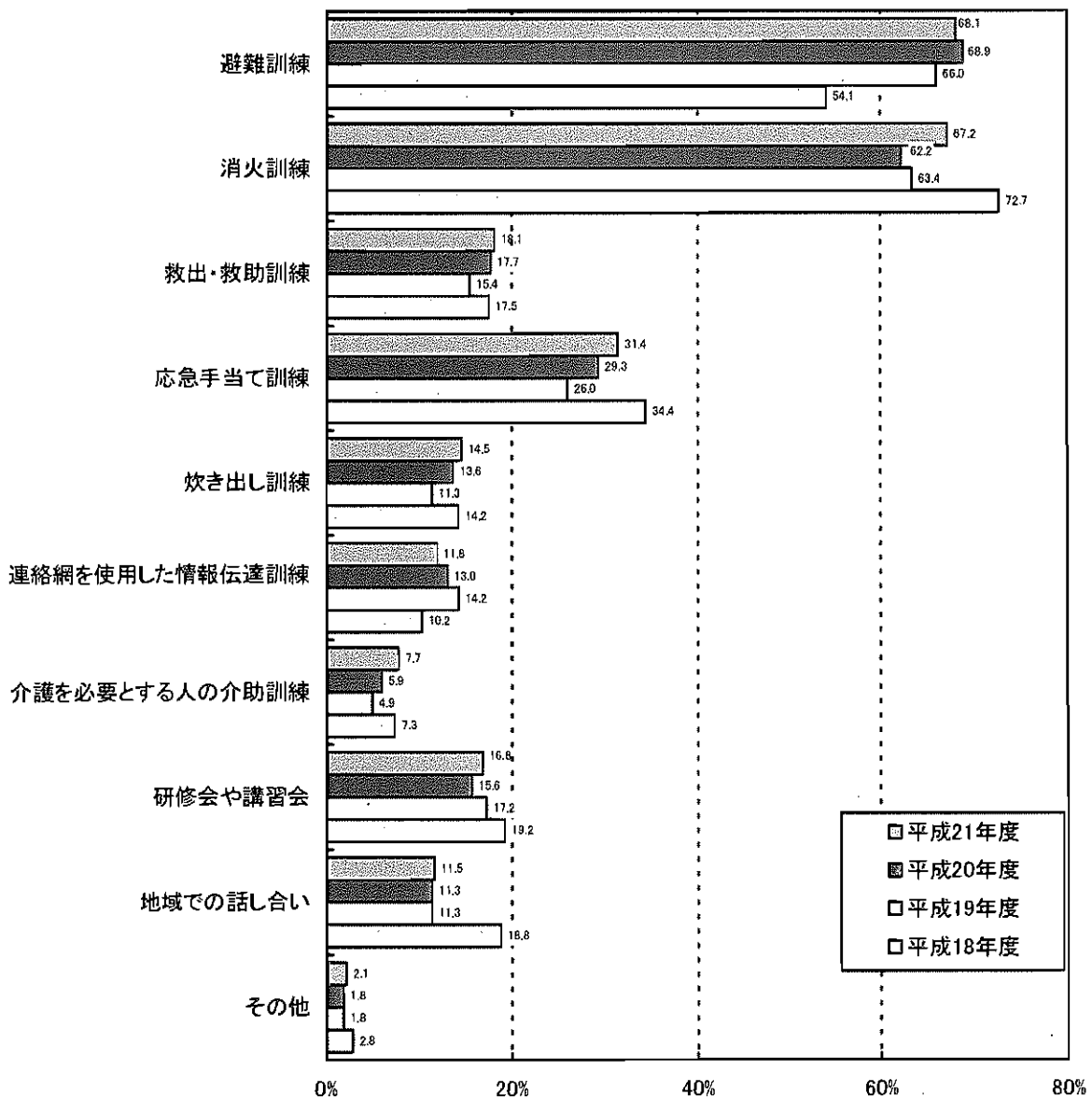


参加した防災活動の内容（回答者数=991人）

（単位：％）

	18年度	19年度	20年度	21年度
避難訓練	54.1	66.0	68.9	68.1
消火訓練	72.7	63.4	62.2	67.2
救出・救助訓練	17.5	15.4	17.7	18.1
応急手当訓練	34.4	26.0	29.3	31.4
炊き出し訓練	14.2	11.3	13.6	14.5
連絡網を使用した情報伝達訓練	10.2	14.2	13.0	11.8
介護を必要とする人の介助訓練	7.3	4.9	5.9	7.7
研修会や講習会	19.2	17.2	15.6	16.8
地域での話し合い	18.8	11.3	11.3	11.5
その他	2.8	1.8	1.8	2.1

図 参加した防災活動の内容（全県）

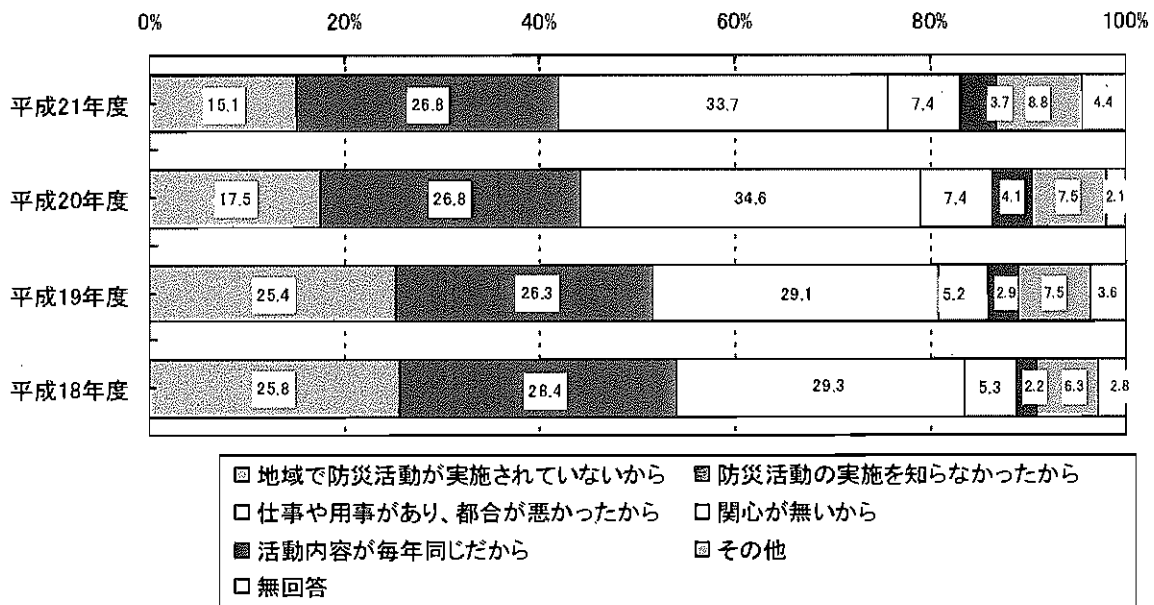


防災活動に参加しなかった理由（回答者数=1,692人）

（単位：％）

	18年度	19年度	20年度	21年度
地域で特に防災活動が実施されていないから	25.8	25.4	17.5	15.1
防災活動の実施を知らなかったから	28.4	26.3	26.8	26.8
仕事や用事があり、都合が悪かったから	29.3	29.1	34.6	33.7
関心がないから	5.3	5.2	7.4	7.4
活動内容が毎年同じだから	2.2	2.9	4.1	3.7
その他	6.3	7.5	7.5	8.8
無回答	2.8	3.6	2.1	4.4

図 防災活動に参加しなかった理由（全県）



8 審議会等の審議状況について

(平成21年9月16日～平成21年11月23日)

1. 三重県防災会議

1 審議会等の名称	三重県防災会議三重風水害等対策アクションプログラム検討専門部会
2 開催年月日	平成21年10月6日、11月16日
3 委員	委員長 関西大学理事・環境都市工学部教授、人と防災未来センター長 河田 惠昭 委員 三重大学大学院生物資源研究科長補佐・教授 葛葉 泰久 外13人
4 諮問事項	「三重風水害等対策アクションプログラム」の策定について
5 調査審議結果	上記のアクションプログラムの策定について審議
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県防災会議三重県衛星系防災行政無線更新検討専門部会
2 開催年月日	平成21年10月23日
3 委員	委員長 関西学院大学総合政策学部 教授 室崎 益輝 委員 鳥羽市総務課長 外8人
4 諮問事項	三重県衛星系防災行政無線更新に係る各種検討
5 調査審議結果	三重県衛星系防災行政無線更新について審議
6 備考	